

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案要綱

第一 特例一時金の支給

一 次に掲げる者に特例一時金を支給すること。

(一) この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特例年金給付を受ける権利を有している者

(二) (一)に掲げる者以外の者であつて、施行日の前日において一年以上の旧農林共済組合員期間を有しているもの
(附則第三十条第一項関係)

二 特例一時金の額は、次に掲げる額とすること。

(一) 一の(一)に掲げる者にあつては、施行日の前日においてその者が受ける権利を有している同日の属する月の翌月以後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額を合計して得た額

(二) 一の(二)に掲げる者にあつては、施行日の前日においてその者が特例老齢農林年金の支給要件に該当しているとしたならばその者に支給されることとなる同日の属する月の翌月（同日においてその者が

支給開始年齢に達していない場合にあつては、その者が支給開始年齢に達する日の属する月の翌月）
以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額を合計して得た額

（附則第三十条第二項関係）

三 現価に相当する額は、各月の分の特例年金給付の額又は各月の分の特例老齢農林年金の額に各月の予定生存率を乗じて得た額を、複利現価法によつて施行日の前日の属する月の翌月から各月の分の特例年金給付又は各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる月までの期間に応じて割り引いた額とする。

（附則第三十条第三項関係）

四 予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、複利現価法において用いる利率は財政の現況及び見通しの作成に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、農林水産省令で定めること。

（附則第三十条第四項関係）

五 特例一時金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、存続組合が決定すること。ただし、施行日の前日において特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けている者（特例年金給付を受ける権利に係る決定の請求をしている者であつて、同日において当該決定を受けていないものを含む。）

に係る特例一時金を受ける権利（当該特例年金給付に係るものに限る。）については、その権利を有する者の請求を要しないものとする事。

（附則第三十条第六項関係）

六 その他所要の改正を行う事。

第二 特例年金給付の廃止

特例年金給付を廃止する事。

（旧附則第三十条から第四十八条まで関係）

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する事。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律について所要の改正をすること。

（附則第二条から第九条まで関係）